

名古屋港管理組合公報		令和7年10月1日 (水曜日) 第136号
目次 ○名古屋港港湾料率表の公表 ○名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正 ○名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正 ○名古屋港審議会委員の任免 訓令 審議会事項 1 1 1 2		
告示 名古屋港管理組合告示第32号 名古屋港港湾料率表を作成したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第1項第13号の規定に基づき、下記の方法により公表する。 令和7年10月1日 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 広沢 一郎 記 1 名古屋港情報センターでの縦覧に供することによる公表 2 名古屋港管理組合公式ウェブサイト（https://www.port-of-nagoya.jp/）への掲載による公表		
訓令 訓令第7号 組合内一般 名古屋港管理組合行政文書管理規程（令和四年訓令第2号）の一部を次のように改正する。 令和七年十月一日 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 広沢 一郎 第三十三条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。 八 立会人型電子契約サービス（本組合及び契約の相手方の指示に基づき、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスのうち、別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する方法 第三十九条の見出し中「発信」を「発信等」に改め、同条中「発信」を「発信又は立会人型電子契約サービスを利用する方法」に改める。 第四十三條第一項中「システムにより整理しなければ」を「文書主管課長が指定する記録媒体に記録し、適正に整理しておかなければ」に改め、ただし書を削る。 附則 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。 訓令第8号 組合内一般 名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第7号）の一部を次のように改正する。 令和七年十月一日 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 広沢 一郎 別表第二（個別事務）の表三港営部の表海務課の項部長専決事項の欄第六号中「第五十五条の二の二」を「第五十五条の二の三」に改め、同項課長専決事項の欄第四号中「第五十五条の二の二第四項」を「第五十五条の二の三第四項」に改める。 別表第二（個別事務）の表三の五港営部の表第二号中「第五十五条の二の二第四項」を「第五十五条の二の三第四項」に改める。 別表第二（個別事務）の表四建設部の表建設課の項部長専決事項の欄第六号中「第五十五条の二の二」を「第五十五条の二の三」に改め、同項課長専決事項の欄第十四号中「第五十五条の二の二第四項」を「第五十五条の二の三第四項」に改める。 別表第二（個別事務）の表四の二建設部の表第十二号中「第五十五条の二の二第四項」を「第五十五条の二の三第四項」に改める。 附則 この訓令は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行の日から施行する。		

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

九 鬼 令 和（9月10日）

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

片 桐 靖 幸（9月18日）

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合